

教育基本法改正を目前に、大学教育に携わる一人の人間としての覚書

大学教育に携わる一人の人間として、現在審議されている改正教育基本法には、憲法との関係で、重大な問題が含まれていることを明らかにし、覚書とする。

現在審議中の改正教育基本法では、その前文に

「我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な**国家を更に発展させる**とともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、**この理想を実現するため**、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す**教育を推進する**。(以下省略)」と明記されている。

つまり、審議中の教育基本法どおりに改正された場合、「**国家をさらに発展させる**」と「**世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する**」という理想の実現のために、教育は推進されることになる。

一方現在の教育基本法の前文では

「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、**民主的で文化的な国家を建設して**、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この**理想の実現は**、根本において**教育の力にまつべきものである**。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。(以下省略)」とある。つまり、教育の力によって、結果的に理想が実現されることをまつのであって、あくまでも教育が主体的な位置にある。その教育は、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざすのである。

前述したとおり、改正前後の教育基本法の論理構成から明らかなように、「国家」と「教育」という二つの対象は、その主客の関係が入れ替わることになる。これは、教育を、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成をめざすことを目的とした主たる位置に置くのか、それとも国家建設のための従たる位置に置くのかという、もっとも基本的な問題に関わってくる。

改正教育基本法における教育の位置づけは、主権者たる国民(人間)の育成を期することをめざした教育から、国家のための教育へ転換するものであり、主権が国民に存することを明記した憲法の本質にもそむくものであると考えられる。

以上の理由から、改正教育基本法には憲法の本質との関係で重大な問題が含まれると考えられることを明確にし、覚書とする。

2006年 12月 5日

鈴木 嘉彦 (山梨大学大学院教授)